

2025年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定 一部改正

※下線部：変更箇所

改正後	現行規定
第1条～第4条 (略)	第1条～第4条 (略)
<p>第5条 参加車両                      当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。                      ただし、P車両については2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4)に従った改造や取付けが認められる。</p>	<p>第5条 参加車両                      当該年度日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条「参加車両」と同一とする。                      ただし、P車両、<u>N車両</u>については2025年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第2条「参加車両」4)、<u>6)</u>に従った改造や取付けが認められる。</p>
第6条～第13条 (略)	第6条～第13条 (略)
<p>第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの開催日程と申請手続き                      JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。</p> <p>1. 申請手続き</p> <p>1) JAFカップオールジャパンジムカーナ                      開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）                      申請期間：前年の7月15日迄に申請すること。</p> <p>2) JAFカップオールジャパンダートトライアル                      開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）                      申請期間：前年の7月15日迄に申請すること。</p> <p>2. ～3. (略)</p>	<p>第14条 JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルの開催日程と申請手続き                      JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアルを組織しようとする者は、カレンダー登録申請時に、次に定める方法で申請しなければならない。</p> <p>1. 申請手続き</p> <p>1) JAFカップオールジャパンジムカーナ                      開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）                      申請期間：前年の7月15日迄に<u>JAF各地方本部に直接申請</u>すること。</p> <p>2) JAFカップオールジャパンダートトライアル                      開催日程：当該年の10月最終週末～11月第2週末（前後日を入れて2日間開催も可）                      申請期間：前年の7月15日迄に<u>JAF各地方本部に直接申請</u>すること。</p> <p>2. ～3. (略)</p>
第15条～17条 (略)	第15条～17条 (略)

第18条 本規定の施行

本規定は2025年4月1日から施行する。

以上

第18条 本規定の施行

本規定は2025年1月1日から施行する。

ただし、第8条および第14条については、2024年6月1日から施行する。

以上